

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 均等割のみ課税世帯（10万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は、個人住民税均等割のみ課税されている世帯を支援するための給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

二宮町が確認書を受理した日から
3週間後が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

世帯**全員**の令和5年度（令和4年1月1日～12月31日の収入）

「住民税均等割のみ課税」の世帯

- ▶ 「住民税均等割のみ課税」とは、納税通知書等に『所得割の金額が0円』で、『均等割の金額が5,300円※』と記載されている方を言います。
- ▶ 「住民税均等割のみ課税の世帯」とは、世帯全員が『所得割の金額が0円』で、うち少なくとも一人が『均等割の金額が5,300円』課税されている世帯を言います。
※二宮町の税額です

【注意】施設入所児童（措置入所児童等）は、住民票の有無にかかわらず対象となりません。



「令和5年12月1日」時点で二宮町に住民登録がある
場合、二宮町から確認書が届きます（要返送）

提出期限 **令和6年5月20日（月）** まで

詳しくは裏面へ



追加給付の対象となる
世帯（こども加算）

令和5年12月2日から
令和6年5月20日までに
生まれた児童がいる世帯

詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、二宮町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（このチラシに同封されています）

- 中身を確認して、二宮町に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
(世帯構成の変更や転入等により初めて通知する場合は、振込口座は記載されていません)
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと
- ③住民税所得割の課税があるのに未申告の者が世帯内にいないこと
- ④既に二宮町以外の自治体から住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金(10万円)を受給した世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯でないこと
※同封の記載例を参考に、必要事項を記入の上、返信してください。



よくあるご質問

Q：確認書に口座情報が印字されていますが、なぜ町は口座情報が分かるのですか。

A：できるだけ簡素な手続きで迅速に給付するため、令和2年5月から支給されていた特別定額給付金の手続きの際にお伺いした口座情報を用いています。

Q：印字されている口座とは別の口座に振り込んでほしい。

A：確認書表面下部の記載欄に口座情報を記入の上、裏面等に口座情報が分かる資料（キャッシュカードのコピーなど）と、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）を添付してください。

Q：代理人が記入することができますか。

A：親族であれば代理記入は可能です。その場合は、確認書裏面の代理記入欄に必要事項を記載の上、世帯主の署名をしてください。

令和5年12月2日以降生まれの児童等へのこども加算

▶本給付金の対象世帯に5月20日までに生まれた児童への追加給付として5万円/人を支給します。町で5月20日生まれまでの出生届の確認が取れ次第、6月中旬に別途通知を送付します。

▶別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)だが生計を同一にする児童がいる場合、こども加算の対象となる場合があります。申請書類を郵送しますので、4月26日までにお電話等でお申し出ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



二宮町福祉保険課 価格高騰重点支援給付金 担当
0463-75-9418 受付時間 平日8:30~17:15